

公表監第5号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（教育委員会）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（特定非営利活動法人 西宮がすきやねん）、出資団体監査（公益財団法人 西宮市文化振興財団）及び指定管理者監査（共同事業体 五輪・日本管財グループ）を実施したので、同条第9項の規定に従い、別紙のとおり公表します。

平成30年11月22日

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	西田 いさお
同	長谷川 久美子

目 次

財政援助団体監査結果報告

特定非営利活動法人 西宮がすきやねん

第1	監査の対象	15 - 2
第2	監査の期間及び方法	15 - 2
第3	監査の結果	15 - 2
1	法人の概要	15 - 2
2	補助金の概要	15 - 3
3	補助事業の状況	15 - 4
4	事務処理等の状況	15 - 5
5	むすび	15 - 7
	資 料	15 - 8

凡 例

- 各表中の符号は、次のとおりです。
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中及び表中の元号表記のうち、「平成」は省略しています。

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	西田 いさお
同	長谷川 久美子

財政援助団体監査結果報告
(特定非営利活動法人 西宮がすきやねん)

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の対象

特定非営利活動法人西宮がすきやねん（以下「法人」という。）が、西宮市身体障害者生活ホーム運営費等補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づいて交付を受けた次の補助金に係る出納その他の事務のうち、主として平成29年4月1日から30年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、法人及び所管部局提出の直近の数値を用いるよう努めました。

西宮市身体障害者生活ホーム運営費等補助金	8,298,000円
----------------------	------------

第2 監査の期間及び方法

平成30年8月24日から事務局監査に入り、同年10月23日には法人及び健康福祉局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 法人の概要

(1) 設立の経過

現在、法人が実施している身体障害者生活ホーム（以下「生活ホーム」という。）事業は、重度肢体不自由者通所施設「青葉園」に通所している人たちの父母を中心に西宮市肢体不自由児者父母の会や社会福祉協議会関係者の参画を得て4年に設立された任意団体のあおば福祉会が行ってきました。同会は兵庫県や西宮市からの補助金の他、青葉園に通所している人たちの父母からの寄付金により、あおば戸田生活ホーム、あおば鳴尾生活ホーム、あおば生活ホーム俊を運営してきました。

一方、法人は、16年4月に特定非営利活動法人として設立され、兵庫県より指定居宅介護事業所の認可を受け、居宅介護事業等を行ってきましたが、22年4月よりあおば福祉会から事業を受け継ぐ形で重度障害者が自立した生活をおくる為の生活ホーム事業等を実施

しています。

なお、あおば福祉会については、現在は法人の支援団体として活動を行っています。

(2) 事業内容

法人が29年度において実施している生活ホーム事業は、あおば生活ホーム俊Bとあおば越水生活ホームの運営事業です。この他に、グループホーム事業として、あおば生活ホーム俊Aとあおば戸田生活ホームの運営をしており、また居宅介護事業や重度訪問介護事業、移動支援事業等を行っています。

(3) 組織の概要

30年5月21日現在の法人の役員は理事長1人、副理事長1人、理事2人、監事1人の5人で構成されています。職員は、常勤職員が男性11人、女性8人、非常勤職員が男性1人、女性3人、パート職員が女性4人の27人となっています。

2 補助金の概要

(1) 補助の目的

独立した生活を求めている、あるいは家庭における介護が困難な身体障害者を対象に地域社会の一員として社会的自立を促進するために必要な援助及び指導を行う生活ホームを設置し自立生活指導を行っている法人に対して、経費の一部を補助することによって、障害者の社会参加の促進を図ることを目的としています。

(2) 補助の対象

補助の対象は、生活ホームの運営等に係る経費で、基本運営費及び借上費に対して補助金を交付しています。

(3) 補助金の算定

補助金の算定額は、要綱第5条で補助対象経費の実支出額と補助算定基準額（基本運営費及び借上費）を比較して少ない方の額（千円未満切捨て）としています。

具体的には、要綱の別表で、補助対象経費は、事業を運営するための必要経費（賃金、旅費、需用費、役務費、その他入居者の指導に要する経費）と自立生活指導のために直接使用する居室等の賃借料の実支出額としており、補助算定基準額（月額）は、次のとおりです。

- ・基本運営費：市内在住の入居者1人あたり68,947円×人数
- ・借上費：70,000円×市内在住者住居人員／入居人員

なお、要綱の別表における入居者は、要綱第4条第1項第1号の満15歳以上の身体障害

者かつ西宮市内在住者で指導することにより自立生活を営むことが期待できる者で、生活ホームに当該月の日数の2分の1以上居住している者を対象としています。

補助金の交付時期については、6月に交付決定額の50%、10月に40%、3月に10%(残額)を交付しています。

3 補助事業の状況

法人が運営する施設に対する29年度補助金の算定は、次のとおりです。

(単位：円)

	あおば生活ホーム俊B	あおば越水生活ホーム
補助対象経費	7,755,500	7,639,600
補助算定基準額	4,149,456	4,149,456
補助金交付決定額	4,149,000	4,149,000
補助金確定額	4,149,000	4,149,000
補助金返還額	0	0

補助金の交付手続きは、29年6月7日に法人より交付申請書類を受け、同年6月15日に交付決定を行っています。

補助算定基準額の算定は、両ホームとも次のとおりです。

- ・基本運営費：68,947円×4人×12月＝3,309,456円
- ・借上費：70,000円×4人／4人×12月＝840,000円
- ・交付決定額：3,309,456円＋840,000円＝4,149,000円（千円未満切捨て）

両ホームとも補助算定基準額が補助対象経費の実支出額を下回っているため、基準額を補助金の交付額としています。

交付時期と金額は、29年6月28日に2,074,000円、同年10月31日に1,659,000円、30年3月30日に残額の416,000円をそれぞれの生活ホームについて交付しています。

確定額については、30年4月24日に法人より実績報告を受け、同年5月15日に補助金額確定通知書を送っています。

最近5か年の補助金額の状況は、次のとおりです。

(単位：円)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
あおば生活ホーム俊B	4,149,000	4,149,000	4,149,000	4,149,000	4,149,000
あおば染殿生活ホーム	4,149,000	4,149,000	3,322,000	—	—
あおば越水生活ホーム	—	—	—	4,149,000	4,149,000
合 計	8,298,000	8,298,000	7,471,000	8,298,000	8,298,000

法人は、22年度よりあおば生活ホーム俊B及びあおば染殿生活ホームについて、補助金の交付を受けていますが、あおば染殿生活ホームは28年3月末で閉鎖し、あおば越水生活ホームが28年4月より開設され、28年度より補助金の交付を受けています。

なお、27年度のあおば染殿生活ホームの補助金は、交付申請時に比べ利用者数が減少したことにより、交付済の補助金から827,000円を返還しています。

4 事務処理等の状況

補助金交付申請書など関係書類を調査したところ、次のような状況が見られました。

(1) 施設の利用状況

生活ホームの入居者数については、法人は交付申請の際に予定の入居者名簿を市へ提出し、年度終了後の実績報告書を提出する際に、実績の入居者名簿を提出しています。

一方、法人は入居者から入居利用料を徴収しているため、入居者名及び入居期間、入居日数、入居利用料については、経理簿や関係書類で確認をすることができました。

その結果、実績報告書の入居者名簿と法人の経理簿等で確認した入居者数及び延入居日数については、次のとおり相違のあることが判明しました。

		入居者名簿	経理簿等
あおば生活ホーム俊B	入居者数	4人	2人
	延入居日数	807日	196日
あおば越水生活ホーム	入居者数	4人又は7人※	1人又は0人※
	延入居日数	794日	20日

※入居者数は月により異なっています。

法人に確認したところ、経理簿等で確認した数字の方が正しいと認めており、実績報告書の入居者名簿には事実と異なる数字が記入されていました。

したがって法人は、虚偽の実績報告書を提出していたと言わざるを得ません。

法人の認めた入居者数は、資料2のとおり、あおば生活ホーム俊Bでは2人、あおば越水生活ホームでは月により1人又は0人で、月別の利用日数はいずれも要綱に定める交付要件の月の日数の2分の1以上の居住条件を満たしておらず、29年度のそれぞれの生活ホームの入居状況は、補助金の交付要件を満たしておりません。

(2) 補助金の審査

補助金については、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「規則」という。）第15条で実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行うことと規定されており、規則に基づいた審査が求められています。

補助金の実績報告書の提出の際には、補助対象となる生活ホームごとに事業の決算書と入居者名簿を提出させています。入居者名簿については、29年度より様式を変更しており、月ごとの入居日数を記入する欄を設け、法人より毎月入居日数を記入の上、提出をさせていました。

実績報告書に添付の決算書については、補助対象経費が補助金の交付額を上回っているかの確認を行っていましたが、法人の決算書類等を取り寄せての審査は行っていませんでした。

入居者名簿についても、29年度に入居者名簿の様式を変えたにもかかわらず、名簿で入居者数や入居日数が月の2分の1以上となっているかの確認を行うだけで、入居者数や入居日数の実態調査や現地調査は行っていませんでした。

なお、現地調査については、補助金の交付を始めた22年度から一度も行っておらず、27年度のあおば染殿生活ホームの補助金の精算による返還や同ホームの閉鎖、28年度にあおば越水生活ホームが開設した際にも実施していませんでした。

以上により、所管部局の補助金の審査については、規則に則り適正に行われていたとは言えません。

(3) 交付要件

交付要件については、要綱の別表で「当該月の日数の2分の1以上居住している者を対象とする。」と定めています。これは、20年の中核市への移行以前に兵庫県が実施していた身体障害者生活ホーム運営事業の補助金の交付要件によるもので、移行に伴い、西宮市

が身体障害者生活ホームを障害者自立支援法の地域生活支援事業として実施する際に、その要件がそのまま適用されたものと思われます。

生活ホーム事業について、所管部局は、居住の場を提供する事業であるとしていますが、法人は、居住形態の事業についてはグループホーム事業であるとし、生活ホーム事業は将来定住となる人たちの訓練や親から離れて生活できるように行う期間入居の形態の事業であると考えており、双方に生活ホーム事業に対する認識の違いが見られました。

また、法人は、生活ホームの入居利用料については、障害年金の範囲内で支払える額にして欲しいという利用者の父母からの要望と法人の運営規程に定める日額利用料から、概ね10日間程度の利用が限度であるとしており、この補助金の交付要件を満たすことは当初より困難であったと考えられます。

以上により、補助金の交付要件の合理性には疑問が残ります。

5 む す び

今回の財政援助団体監査においては、補助金に関する規定、補助金申請関係書類、収入支出関係書類の確認など財務事務を中心に監査を実施した結果、法人においては虚偽の実績報告が行われており、また所管部局においては規則に則った審査が行われていなかったことが判明しました。

先に述べたとおり、補助金の交付要件の合理性には疑問が残りますが、法人が運営している生活ホームの入居状況は現行の交付要件を満たしていないことが認められますので、市においては、速やかにしかるべき措置を取ってください。

また、全庁的に規則に則った補助金事務取扱の徹底を図ってください。

資 料

- 資料1 西宮市身体障害者生活ホーム運営費等補助事業実施要綱（抄） 15－9
- 資料2 身体障害者生活ホーム入居者状況（29年度） 15－11

資料1 西宮市身体障害者生活ホーム運営費等補助事業実施要綱（抄）

（補助対象事業）

第4条 この補助の対象となる事業は、設置に関し次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

（1）入居対象者

入居対象者は、満15歳以上の身体障害者であって、原則として西宮市内に住所を有し、かつ居住しているもの（以下「市内在住者」という。）であって、次の各要件のいずれかに該当し、指導することにより自立生活を営むことが期待できるものとする。

- ① 就労している者
- ② 障害福祉サービスにおける日中活動系サービス、旧法通所施設若しくは障害者小規模通所作業所等へ通所している者
- ③ 家庭では、十分な介護、監護等の提供がうけられない状況の者

（補助額の算定方法）

第5条 補助金の交付額は、別表の第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める算定基準額とを比較して少ない方の額とする。

なお、別表にある借上費補助と開設費補助については、市内設置する生活ホームを対象とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
- 3 年度途中で、事業を開始又は廃止したときは、運営費等補助金を当該月を含め、月割りとする。

別表

補助項目		1 対象経費	2 算定基準
運営費補助月額	生活ホーム1か所当たりの基本運営費補助	事業を運営するために必要な経費（賃金、旅費、需用費、役務費、その他入居者の指導に要する経費） ただし、他からの補助金、寄付金を控除する。	市内在住の入居者1人当たり 68,947円×人数
	借上費補助	自立生活指導のために直接使用する居室等の賃借料 ただし、他からの扶・補助金を控除する。	70,000円 × $\frac{\text{市内在住者住居人員}}{\text{入居人員}}$ (限度額)
開設費補助		当該事業を開始するうえで最小限必要とする施設整備費、初度調弁費	1,000,000円(限度額)

（注1）この表における入居者は、第4条第1項第1号に規定する入居者とし、当該月の日数の2分の1以上居住している者を対象とする。

（注2）この表における基本運営費補助の対象経費には、入居者の飲食物費、光熱水費及び共益費等の個人に要する費用は含まれない。

- (注3) この表における借上費補助は、市内に設置するものを対象とし、その対象経費には、入居者個人に要する家賃等の家屋維持の費用は含まれない。
- (注4) この表における開設費補助は、市内に設置するものを対象とし、その対象経費における初度調弁費は、入居者が共同使用する備品汁器等の費用であり、施設整備費は家屋改善費及び借上費補助対象経費に関する敷金、礼金、権利金（家賃3か月相当分）とする。
- (注5) 第1欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

資料2 身体障害者生活ホーム入居者状況 (29年度)

【入居者名簿】

(単位:日・人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ホーム俊B	A	18	20	18	18	20	18	18	16	18	16	16	16	212
	B	18	20	17	16	16	16	18	16	16	16	16	16	201
	C	16	18	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	194
	D	21	19	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	200
	計	73	77	67	66	68	66	68	64	66	64	64	64	807
	人数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-
越水ホーム	E	18	20	12	16	16	16	16	16	16	16	16	16	194
	F	18	20	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	198
	G	16	18	12	16	16	16	16	16	16	16	16	16	190
	H	21	19	14	16	16	16	16	16	16	16	16	16	198
	I	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	J	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
	K	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5
	計	73	77	68	64	64	64	64	64	64	64	64	64	794
	人数	4	4	7	4	4	4	4	4	4	4	4	4	-

【経理簿等】

(単位:日・人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ホーム俊B	A	3	7	9	10	12	10	13	10	9	10	8	8	109
	B	9	11	11	10	8	10	5	9	5	7	2	0	87
	C	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	D	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	12	18	20	20	20	20	18	19	14	17	10	8	196
	人数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	-
越水ホーム	E	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	F	-	-	-	5	5	-	5	3	2	-	-	-	20
	G	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	H	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	I	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	J	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	K	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	0	0	5	5	0	5	3	2	0	0	0	20
	人数	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	0	0	-